

3 男女双方の視点による防災対策

(1) 自主防災活動における男女双方の視点の重要性

災害対応は、「自助」、「公助」だけではなく、地域における「共助・近助」が不可欠です。災害発生後、被災者の救助・救急活動等において重要な役割を担う自主防災組織では、男性だけでなく、女性も主体的に役割を担い、自主防災組織の一員として積極的に活動することが重要となります。

災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握する必要があります。

(2) 男女双方の視点を取り入れた避難所運営の実施

災害時に避難所を開設した場合、避難所での生活は、様々な制約を受けることになります。避難所の運営・整備に関しては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮する事が重要です。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める必要があります。

4 災害に備える

(1) 地域の災害・特性を知る

自主防災組織が災害時に効率的に活動するためには、自分たちの地域ではどのような災害が起こりうるのか、災害が発生したらどのように対処したらよいかという災害要因と対処方法を知ることが必要です。災害の種類ごとに、地域の特性（市街地・山間部など）を知ること、地域特有の災害発生要因がわかり、災害発生時の円滑な活動ができるようになります。

市では、災害危険箇所を市民に広く周知するため、洪水や土砂災害、地震にかかる危険箇所や防災知識などの情報を一冊にまとめた「上田市災害ハザードマップ」を令和5年3月に各戸へ配布しました。

地域の危険箇所の把握、地理や地形といった自然環境の把握、建物の状況を予め把握しておきましょう。

また、自治会（地区）内の洪水・土砂災害危険箇所や古いブロック塀、急斜面、過去の災害発生場所などを調査し、自治会（地区）内の地区防災マップを作成して避難路の参考にしましょう。

地区防災マップづくりは、地域で起こり得る災害の危険性を把握することができることから「減災」の観点からも有効な取り組みの1つです。市では、県と連携して地区防災マップ作成支援を行っております。希望される場合は、市危機管理防災課にお問い合わせください。

(2) 自主防災組織の強化

自分たちの地域の災害要因を知り、対処方法などがわかったとしても、実際に活動する人がいなければ意味がありません。自分たちの地域を災害から守るため、自主防災組織が実際に機能するか、もう一度確認してみましょう。

自主防災組織を強化するためには、個人の防災意識の高揚や、地域ぐるみの活動が必要です。定期的な訓練の実施、各種研修会・講演会への参加の他、消防団や女性消防隊との連携、防災士資格を有する者や消防団経験者などの自主防災組織への積極的な参加を図りましょう。

また、市内には、地域防災における専門知識と技術を有し、県から委嘱された自主防災アドバイザー（11人）がいます。地域における具体的な訓練計画や実施方法などについての助言や指導等を行います。希望される場合は、市危機管理防災課にお問い合わせください。

(3) 地区防災計画の策定支援

平成25年の災害対策基本法改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する『地区防災計画制度』が新たに創設されました。

あわせて、地区居住者等は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる旨も明記されました。

上田市では、地域防災力を向上させるために、地区防災計画の策定支援を行っております。希望される場合は、市危機管理防災課にお問い合わせください。

(4) 防災用資器材の充実

自主防災組織が行う災害活動の多くは、防災用資器材を使用して行われます。いざという時のために、防災用資器材の充実を図り、いつ災害が発生しても使用できるように、定期的に資器材の使用訓練及び点検をしておきましょう。また、特殊な資器材がある場合には、使用方法が誰にでもわかるようにしておきましょう。

上田市では、「自主防災組織防災用資器材購入補助金交付要綱」（P61・P62 参照）を定め、防災用資器材の購入に要する経費の2分の1以内（5万円を限度）を補助する制度を設けています。

自主防災組織防災用資器材購入補助金制度

年度	令和7年度
補助対象団体	前年度に要望書を提出した自治会
補助率	1/2以内
補助上限額	5万円

(5) 災害発生時の炊出し補助

上田市では、「自主防災組織原材料購入補助金交付要綱」（P62 参照）を定め、災害（火災を除く）発生時に自主防災組織が実施した炊出しに要する経費（原材料の購入）に対し、2分の1以内（5万円を限度）を補助する制度を設けています。